

学校法人北海道星槎学園 監事監査基準

(令和3年10月18日制定)

第1章 本基準の目的

(目的)

第1条 この基準は、監事の職務の重要性に鑑み、適正な監事監査を遂行するための基準を定めることを目的とする。

第2章 監事の職責等

(監事の職責)

第2条 監事監査の目的は、学校法人北海道星槎学園（以下「学園」という）の教育研究機能の向上や財政基盤確立等に寄与することであり、監事は、学園の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出するものとする。

- 2 監事は、適時、学園の理事長、理事、評議員及び職員に対して報告を求め、学園の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事とはその職務を異にする独立した役員であることを自覚し、学園の健全な経営と社会的信頼の向上に応えなければならない。

(監事の心構え)

第3条 監事は、適正な監査視点の形成のため、学園の経営及び教学全般の諸課題について認識を深め、経営及び教学の状況と内外の環境変化等の把握に努めなければならない。

- 2 監事は、学園の諸規程等の整備・運用状況を把握し、その有効性に留意しなければならない。
- 3 監事は、監査意見を述べるに当たり、事実を確認し、判断の合理的根拠を求めなければならない。
- 4 監事は、常に公正不偏の立場に立ち、かつ、監事の職務を遂行する上で知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

第3章 監事監査の環境整備

(理事長との定期的会合)

第4条 監事は、理事長と定期的に会合をもち、理事長の経営方針を確認するとともに、学

園が対処すべき課題、学園を取り巻くリスク等について意見交換し、理事長との相互理解を深めるように努めるものとする。

(他の監査との連携)

第5条 監事は、会計監査人との連携を密にし、的確な監査を実施するよう努めなければならない。

(監査報酬等)

第6条 監事には、職務の執行のための対価及び必要な費用として、別に定める基準により、報酬等を支給するものとする。

(監事への報告に関する体制等)

第7条 監事は、理事及び職員から報告を求める方法等の体制を検討し、適時適切に示さなければならない。

2 監事は、理事が学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならないことを理事に示さなければならない。

3 前項に定める事項のほか、監事は、監事に対して定期的に報告を行う事項について、理事と協議し、決定するものとする。臨時的に報告を行うべき事項についても同様とする。

4 監事は、学園との実効性のある連携体制が確保されるように、理事長に対してその体制の整備を要請するものとする。

第4章 監査の実施

(基本原則)

第8条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会及び評議員会のほか、重要な意思決定の過程及び理事の業務執行の状況を把握するため、学園の経営に関する重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

3 監事は、効率的な監査を行うために、会計監査人と緊密な連携を保ち、適宜、情報交換を行うものとする。

4 監事は、監査の結果、学園の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告するものとする。

5 監事は、学園との緊密な連携を保ち、監査上の必要性に従い報告を求め、又は特定事項

の調査を依頼するものとする。

(監査計画の策定)

第9条 監事は、監査上のリスク・重要性・適時性その他の必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切な調査対象及び方法を選定し、監査計画を策定するものとする。

2 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(業務又は理事の業務執行の状況監査の実施)

第10条 監事は、学園の業務が、法令もしくは寄附行為・規程等に従い適正かつ有効的及び効率的に運用されているかどうかを検証するものとする。

2 監事は、以下の事項について確認するため、業務又は理事の業務執行の状況監査を実施する。

- (1) 理事会決議その他における理事の意思決定が適切であり、善管注意義務、忠実義務等の義務が履行されていること。
- (2) 理事長及び業務執行する理事が、その職務の業務執行の状況を適時かつ適切に理事会に報告しているとともに、理事会が監督義務を適切に履行していること。
- (3) 理事長及び業務執行する理事が、規程等を適切に整備・運用していること。

(財産の状況監査の実施)

第11条 監事は、学園の会計が学校法人会計基準により行われ、又、予算統制に基づき執行されているかどうかを検証するものとする。

2 監事は、以下の事項について確認するため、財産の状況監査を実施する。

- (1) 規程等に基づき、取引記録等が正確に行われていること。
- (2) 会計年度末の財産の状況、予算管理を含めた資金収支・事業活動収支等が適正に行われていること。

第5章 監査の報告

(基本原則)

第12条 監事は、監査の結果につき意見を表明するとともに、監査報告書に実施した監査概要等を記載しなければならない。

(監査報告書の作成)

第13条 監事は、学園の業務もしくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、正確かつ分かりやすく監査報告書を作成しなければならない。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し監事が署名するものとする。

(理事会への報告)

第14条 監事は、監査の実施状況及びその結果を理事会に報告し、監査報告書を提出するものとする。

2 監事は、その期の重要監査項目に関する監査及び特別に実施した監査を理事会に報告し、必要があるときは、助言等を行うものとする。

(評議員会への報告)

第15条 監事は、監査の実施状況及びその結果を評議員会に報告し、監査報告書を提出するものとする。

(理事長及び理事に対する請求)

第16条 監事は、監査の結果、以下の場合において、当該事実を報告するために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求することができる。

(1) 学園の業務もしくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき。

(2) 学園に著しい損害又は重大な事故等を招くおそれがある事実を認めたとき。

(3) 学園の内部統制について重要な不備を認めたとき。

2 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事が学園の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって学園に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 補足

(基準の改廃)

第17条 この基準の改廃は、経営企画会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この基準は、令和3年10月18日から施行する。